

かかる研究を実施すること。

e. テロリストおよびテロの手段の米国内への侵入を防ぐこと。

国境・輸送警備局(Border and Transportation Security Directorate)を通じて履行される責任には、次の内容が含まれる。

- 米国の国境、領海、港、末端部、水路、空、陸地、および海路による輸送システムを確保すること。
- 移民法を執行すること。

2. 1974年スタッフオード 災害救助・緊急援助法(Stafford Disaster Relief and Emergency Assistance Act, 93 Pub. L. No. 288, 88 Stat 143)(42 U.S.C. §§ 5121- 5206、および12 U.S.C.、16 U.S.C.、20 U.S.C.、26 U.S.C.、38 U.S.C. (2002) の様々なセクションで修正の上盛り込まれている)は、連邦政府が州、地方政府、部族の民衆、個人および資格のある民間非政府組織に対する災害および緊急事態の支援を提供するためのプログラムおよびプロセスを確立する。スタッフオード法の条項は自然災害およびテロリズムを含むあらゆる災害を適用対象とする。

スタッフオード法の関連条項には、知事が連邦政府に対して、大統領からの災害および非常事態支援を要請するためのプロセスが含まれている。大統領は、下記の場合に大災害または非常事態を宣言することができる。

- あるイベントが州および被害を受けた地方政府を合わせた対応能力を超えた場合。
- 連邦—州—地方のPDA(統合被害予備評価: Preliminary Damage Assessment)の知見に基づき、損害が同法に基づく支援を正当化するほど十分な深刻度と規模である場合(注:特に進行が速く、または明確に壊滅的な災害の場合、DHS/EPR/FEMAがPDAプロセスを大統領の宣言の後まで遅らせることがあり得る)。

a. 連邦政府が排他的または圧倒的な責任と権限を行使する地域におよんだ場合、大統領はスタッフオード法に基づき、一方的に非常事態に基づく支援の提供を指示することができる。被害を受けた知事は必要に応じて協議を受ける。

b. DHS/EPR/FEMAは、人命、資産、公衆の安全衛生に対する緊急の脅威を低下させ、災害対応の適時性を改善するため、緊急のスタッフオード法宣言に先立ち、事前に人員および設備を配置することができる。

c. 最終的にスタッフオード法に基づく支援を受けるに値することとなるインシデントの直後の期間中は、かかるインシデントが発生した州の知事は、大統領から国防長官に対して、かかるインシデントによって必要となった、人命および資産保全のために必要な公有地または私有地の上での緊急作業を行う目的でDODの資源を利用することを指示するよう要請することができる。かかる作業が人命と資産の保全の点から必要不可欠であると決定した場合、大統領は現実的であると判断する程度までかかる要請を付与しなければならない。

かかる非常事態の作業は、10日間を超えない期間内に限り実行することができることとする。

d. スタッフォード法に基づき、大統領はFCOを任命する。FCOは、DHSの緊急事態対応担当次官に指名され、被害を受けた州、地方および部族政府および被害者への連邦政府による支援の配備を調整する。

e. 連邦政府機関は、被害者への資源および便益の重複を回避しなければならない。被害者は、民間保険機関もしくはその他の連邦プログラムに補填された連邦支援の金額、またはその他の手段によって被害関連の損失に対する対価を受けた場合には、かかる金額を支払う責任がある。

f. スタッフォード法に基づき、国土安全保障法で定義される国土安全保障長官に付与されたあらゆる権限は、権限委譲番号(Delegation No.)9001によって、緊急事態対応担当次官に最委任される。

3. 2002年国土安全保障法(Pub. L. No. 107-188, 116 Stat. 294 (2002)) (7 U.S.C., 18 U.S.C., 21 U.S.C., 29 U.S.C., 38 U.S.C., 42 U.S.C., および 47 U.S.C. (2002)などの様々なセクションに編纂)は、バイオテロおよびその他の公衆衛生に関する非常事態を防止し、準備し、対応する米国の能力を改善することを意図している。

本法令の主要な条項、とりわけ42 U.S.C. § 247d および§ 300hhで規定しているのは、バイオテロリズムその他の公衆衛生に関する非常事態が起こった場合に州および地方政府への効果的な支援を提供することを目的とした、HHS(保健社会福祉省: Department of Health and Human Services)による準備計画の策定、公衆衛生に関する非常事態に準備および対処するための国家災害医療システムの運営、公衆衛生の専門家の教育訓練、およびバイオテロやその他の公衆衛生に関する非常事態に対する州、地方および病院の準備および対応態勢を改善するための無償プログラム、伝染病の隔離条項の円滑化と明確化、危険な生物兵器および有毒物に対する制御力の向上、ならびに食糧および薬品供給の安全性、および危機管理体制の確保などである。

4. 1950年軍需生産法(The Defense Production Act of 1950, 64 Stat.798 (1950)) (軍需生産法 2003年再授権法令(Pub. L. 108-195, 117 Stat.2892 (2003) at 50 U.S.C. app. §§ 2061-2170 (2002) に修正の上、盛り込まれる)は、国家防衛ならびに民生の非常事態準備および対応活動の適宜の利用可能性を確保するための主要な権限である。とりわけ、DPA(軍需生産法)は、大統領は民間企業に対し、大統領が「国家防衛を促進するために必要または適切であるとみなす」政府との契約を優先するよう要求する権限を与えている。DPAは「国家防衛」を重要インフラの保護および復旧と同時に、スタッフォード法の緊急準備セクションによって権限を与えられる諸活動を含むものとして定義している。結果として、DPAの権限は、自然災害、事故または人的災害への準備、期間中またはそれに続くタイミングで図られる活動および措置に使用可能となる。商務省は、大統領命令第12919号(Executive Order 12919)、国家防衛産業資源準備(1994年6月7日、その後の改定も含む)に基づくDPAの権限について、国土安全保障長官にその行使を再授権し、さらに国土安全保障長官は、申し込みに応じて、州および地方政府が、連邦、州および地方の非常事態準備活動を支えるための優先順位のついた契約を締結する権限を与えている。

5. 経済法 (**Economy Act**, 31 U.S.C. §§ 1535-1536 (2002))は、連邦行政機関に対し、有償ベースで他の連邦行政機関に物品またはサービスを提供する権限を(より具体的な法令上の権限が存在していない場合には)与えている。

6. 民警団法(警察活動に軍隊の使用を禁じる法律: **Posse Comitatus Act**) (18 U.S.C. § 1385 (2002))は、憲法その他の法令による別段の許可がない限り、警察力の行使を目的とした陸軍または空軍の使用を禁じている。この禁止は、DODの方針に則り、海軍および海兵隊の人員にも適用される。民警団法による主要な禁止事項は、現役の任務についている軍人(現役の任務についている予備役および連邦サービスについている沿岸警備隊院)による、従来の警察活動(車両、船舶、航空機の運行禁止その他の同様の活動、交通整理、創作または捕獲、逮捕等、停止および捜検その他の活動を含む)への直接的な関与を禁じるものである。

(反暴動法令 (**Insurrection Statutes**)による場合を例外とする)。

民警団法に対する例外規定は、10 U.S.C. §§ 331-335 (2002)およびその他の法令に見出される。

7. 国家緊急事態法 (**The National Emergencies Act**, 50 U.S.C. §§ 1601- 1651 (200))は、大統領による、国家緊急事態の宣言および停止のための手続きを確立したものである。

同法は、大統領が宣言された国家緊急事態の対処する上で行動する根拠となる法令の具体的な条例を明確にするよう大統領に義務付け、さらにその自動的な満了を妨げるために、国家緊急事態の宣言を新たに行うことを義務付けるサンセット条項を含んでいる。同法に基づく大統領の国家緊急事態宣言は、国家緊急事態が起こった場合に使用される法令によって権限を付与される特別な、または尋常ではない権力を行使するための前提条件である。

8. 包括的環境対処補償責任法 ( **CERCLA** : **Comprehensive Environmental Response, Compensation, and Liability Act**, 42 U.S.C. §§ 9601-9675 (2002))および連邦水質汚染防止法 (**Federal Water Pollution Control Act (Clean Water Act)**, 33 U.S.C. §§ 1251-1387 (2002))は、公衆安全衛生に対する緊急かつ莫大な危険を及ぼす可能性のある有害性物質または汚染物質等 (pollutants or contaminants)の流出または流出の危機および石油の流出に対して対応するための、幅広い連邦政府の権限を確立したものである。国家レベルの石油および有害性物質による汚染に対する非常事態計画 (**National Oil and Hazardous Substances Pollution Contingency Plan**, 40 CFR Part 300 (2003))は、石油の流出および有害性物質または汚染物質等の流出によって引き起こされる公衆安全衛生に対する脅威を防止、最小化、緩和するために連邦政府の省庁および行政機関によって調整され、統合された対応を確保するべく策定された。

9. 1978年協力的森林支援法 (**Cooperative Forestry Assistance Act of 1978**, 16 U.S.C. §§ 2101-2114 (2002))は、農務長官に対し、農村部の火災 (rural fires)の防止および制御の支援を行うこと、および農村部の火災による緊急事態が被害を受けた州または地域の消防能力を超えるか、超えそ

うである場合にはいつでも、速やかに支援を提供する権限を与えている。

10. 1934年通信法(**Communications Act of 1934**, 47 U.S.C. §§ 151-615b (2002))は、迅速なペースでラジオ周波数機器を操作する特別な一時的権限を政府当局に提供する。同法は、緊急事態または大災害の直後の期間に、連邦行政機関によって運営されるラジオ局を設立し、一般向けのサービス内容を放送する一時的な許可を獲得するための基礎となる。47 U.S.C. § 606 (2002) (合衆国法典第42編第606条)は、NCSが電気通信インフラの緊急対応、復旧および回復に従事できるよう、政府当局に対して権限を提供する。

11. 暴動法(**Insurrection Act**, 10 U.S.C. §§ 331-335 (2002))。人命および資産を守り、市民社会における法と秩序を維持する主な責任は州および地方政府にあることを認識しつつ、暴動法は大統領に対し、暴動および国内における暴力を抑制するための法を執行すべく軍隊を指揮する権限を与えている。軍隊は、秩序を回復し、強奪を防止し、その他の警察活動に従事するために用いられる。

12. 大量破壊兵器に対する防衛法(**Defense Against Weapons of Mass Destruction Act**, 50 U.S.C. §§ 2301-2368 (2003))は、WMDが関与するテロリストのインシデントを防止し、それに対応するために、連邦政府の能力を向上させることを意図している。DODは、連邦、州、および地方行政機関に対してWMDに関する専門的な助言を与えるよう議会から指示されているが、かかる助言には、国内テロリズム迅速対応チーム(domestic terrorism rapid response teams)の派遣、WMDの使用またはその可能性に対する緊急対応のためのトレーニング、ならびにバイオおよび化学物質による緊急事態への対応方法のテストおよび改善プログラムが含まれる。

13. 化学兵器またはバイオ兵器が関与する緊急事態。10 U.S.C. § 382 (2002) (合衆国法典第10編第382条)に基づき、民生部門の行政機関の能力を超えるバイオまたは化学的WMDが関与する緊急事態への対応にあたっては、司法長官がDODに対し直接的な支援を要請することができる。提供される支援には、兵器の識別、監視、抑制、無力化および処分を含む。

逮捕、捜査、犯罪証拠の確保、または警察権力の行使を目的とした情報収集への直接的な参加といった直接的な法令執行上の支援は認められない。ただし、かかる支援が人命の緊急防衛上必要である場合、民生部門の警察官が当該行為をなし得ない場合、および当該行為が別の手段により認可された場合はこの限りではない。

14. 核物質が関与する緊急事態。核物質が関与する緊急事態の場合、18 U.S.C. § 831(e)(2002) (合衆国法典第18編第831条(e))に基づき、司法長官は、DODに対し、逮捕、民警団法に違反しない範囲での捜査の実行を含む法令執行上の支援を要請する権限を有する。ただし、かかる支援の発動には、司法長官および国防長官が「緊急事態」が存在していることに合意し、かつ国防長官が、当該支援の実行によって軍事的準備が阻害されないと判断した場合を前提とする。ここで言う緊急事態とは、(1) 支援が行われないと法の執行が深刻な打撃を受け、(2) 民生部門の警察部門では法の執行がで

きないような、米国に対する深刻な脅威をもたらす状況と定義される。さらに、本法令は、DODの担当者に対し、「本セクションの執行に対するインシデントである他の活動、または本セクションに違反する行為から人々または財産を守るような活動」に従事する権限を与える。

15. ボランティアの提供。自発的なサービスを受けることに対する一般的な法令上の禁止については、ボランティア作業員の支援を受け入れるために用いられ得る31 U.S.C. § 1342 (2002) に基づく法令上の例外事項がある。かかるサービスは、「人命の安全または財産の保全に関わる緊急事態」の場合に受け入れることができる。さらに、スタッフォード法(42 U.S.C. §§ 5152(a), 5170a(2) (2002))は、大統領が民間の災害救援組織の人員を、彼らの同意を得た上で用い、その活動を調整できる権限を付与している。

1905年議会憲章(Congressional Charter of 1905, 36 U.S.C. §§ 300101-300111 (2002))では、米国赤十字社およびその支部が単一の全国組織である。本憲章は、米国赤十字が国内および海外の災害救済のシステムを維持することを義務付けている。米国赤十字社は、内国歳入法のセクション501(c)(3) に定める非営利組織としての資格がある。

16. 公衆衛生サービス法(Public Health Service Act, 42 U.S.C. §§ 201 et seq.)。本法令がとりわけ規定している内容としては、HHS(保健社会福祉省: Department of Health and Human Services)長官が一定の環境下において公衆衛生上の非常事態であると宣言ができるということ、さらに同長官は国土安全保障省の人員、設備、医薬品およびその他の資源を効果的に利用することで、疾病または状況の広がりを制御するとともに、その他の健康上の緊急事態および諸問題に対処するような計画を実行するために必要な措置を策定し、実行する権限が与えられるということである。(42 U.S.C. § 243を参照のこと)。公衆衛生サービス法は、同長官に対し、公衆衛生上の非常事態(42 U.S.C. 247d)を宣言した上で、公衆衛生上の非常事態を準備し、それに対応する権限を与えている (42 U.S.C. 300hh)。同長官はさらに、公衆衛生上の非常事態に対応するため、州または地方政府に対する一時的な支援を拡大する権限も与えられている。大統領によって宣言された非常事態の間、大統領は公衆衛生局のサービスを指示する幅広い権限を有する(42 U.S.C. § 217)。このセクションでは、大統領は「大統領が公衆の利益を増進すると判断する程度とやり方で公衆衛生局のサービスを利用する」権限を与えられている。

さらに、42 U.S.C. § 264(合衆国法典第42編第264条)では、国土安全保障長官は、「外国から米国もしくはその所有地に、または1つの州もしくは所有地から別の場所に伝染病が伝播、感染または拡散することを防ぐために必要である」隔離規制を策定し、施行する権限を有する。人が隔離されるべき疾病については、大統領令を通じ大統領によって定められなければならない。

17. 2002年復員軍人緊急準備法(Veterans Affairs Emergency Preparedness Act of 2002, Pub. L. No. 107-287, 116 Stat.2024 (2002))(修正の上38 U.S.C.の様々なセクションに盛り込み済み) 38

U.S.C. § 1785 (2003)は、いったん設立されると、VAおよびDODに対し現在の医療担当者と、核、バイオ、化学物質による攻撃の抑制および死傷者の治療の研修中の緊急医療担当者のためのトレーニングプログラムを策定するよう指示している。同法は、ロバート T. スタッフォード災害救助・緊急援助法(Robert T. Stafford Disaster Relief and Emergency Assistance Act)に基づき大統領が宣言した災害もしくは緊急事態、または災害もしくはNDMS(全国災害医療システム: National Disaster Medical System)が稼働しているような災害が勃発した直後の期間中に、災害または緊急事態に対応し、関与または別の方法で影響を受ける個人に対する入院および医療サービスを個人に提供する権限を復員軍人援護局長官に与えている。

18. 1954年原子力法(Atomic Energy Act of 1954, 42 U.S.C. §§ 2011- 2297 (2003))、および1974年エネルギー再生法(Energy Reorganization Act of 1974, 5 U.S.C. §§ 5313-5316, 42 U.S.C. §§ 5801- 5891 (2002))は、公衆衛生の適切な保護を確保し、共通の防御および安全保障を推進し、環境を守るために、DOE(エネルギー庁: Department of Energy)およびNRC(原子力規制委員会: Nuclear Regulatory Commission)の双方、ならびに副産物、ソース、および特別な核物質の国家による民生利用のためのNRCの基金に対する法的権限を与える。

19. 1988年プライス-アンダーソン修正法( Price-Anderson Amendments Act of 1988, Pub. L. No. 100-408, 102 Stat. 1066 (1988))。(1954年原子力法を修正し、42 U.S.C. §§ 2014, 2210, 2273, 2282a (2003)に編纂)は、核インシデントの被害を受けた政府および個人への補償を提供している。

20. 戦争または国家緊急事態中における軍隊員に対する医療サービスの提供(Furnishing of Health-Care Services to Members of the Armed Forces during a War or National Emergency, 38 U.S.C. § 8111A (2002))。戦争中、または大統領もしくは議会によって宣言される国家非常事態で、武力紛争において軍隊の使用を伴う国家的な緊急事態の期間中、復員軍人援護局長官は、現役の任務についている軍隊のメンバーに対する入院、訪問介護および医療サービスを提供できる。同長官は、同局の医療施設における医療介護とサービスを、現役の任務についている軍隊に対し、他者よりも優先的に提供できる。ただし、サービスに関連している障害者の復員軍人は除く。

21. 1976年資源保存回収法(Resource Conservation and Recovery Act of 1976, 42 U.S.C. §§ 6901-6986 (2002))は、1965年固体廃棄物処理法(Solid Waste Disposal Act of 1965, Pub. L. 89-272, 79 Stat. 997 (1965))の修正として議会を通過したものだが、これは、EPAに対し、有害廃棄物を「ゆりかごから墓場まで」統制する権限を与えている。これには有害廃棄物の生成、輸送、取り扱い、貯蔵および処理が含まれる。RCRA(資源保存回収法)はまた、有害ではない廃棄物の管理のための枠組みも定めている。

22. 労働安全衛生法(Occupational Safety and Health Act, 29 U.S.C. §§ 651-678 (2002))は、

同法に基づいて策定される基準の強制執行を認め、安全で健康な職場を確保する努力を行うよう州を支援、奨励し、職場の安全衛生分野における調査、情報、教育およびトレーニングを提供することによって、とりわけ働く男女の安全で健康な労働環境を確保する。

23. **海事保安法(Maritime Transportation Security Act, Pub. L. No. 107-295, 116 Stat. 2064 (2002))**(46 U.S.C. §§ 70102-70117および合衆国法典の様々なセクションに盛り込まれている)は、海運業セクターに対して、米国の港および水路をテロ攻撃から防御するための措置を実行するよう義務付けている。

24. **洪水制御および沿岸緊急事態法(Flood Control and Coastal Emergencies, 33 U.S.C. § 701n (2002))**(公法84-99として一般には参照される)は、USACE(米国陸軍工兵隊:US Army Corps of Engineers)に対し、自然災害、洪水対策および救助活動、洪水制御およびハリケーン防御建築物の修繕、基本的な公共施設およびサービスの一時的な復旧、事前防御措置、および緊急時の水の供給への緊急対応のための緊急資金提供を行う権限を与える。USACEは、エネルギーおよび水開発資金配分法(Energy and Water Development Appropriation.)からの権限に基づきかかる活動のための資金を受領する。

25. **1990年油濁防止法(Oil Pollution Act of 1990, Pub. L. No. 101-380, 104 Stat. 484 (1990))**(修正されて33 U.S.C. §§ 1203, 1223, 1321, 2701-2761および合衆国法典(2002)の様々な他のセクションに盛り込まれている)は、連邦政府の能力を拡大する条項を確立することによって石油流出を防止し対応する国家の能力を改善し、かつ石油流出の対応に必要な資金および人員を提供する。同法はまた、国家油流出責任トラスト基金を設立した。

26. **大気浄化法(Clean Air Act, 42 U.S.C. §§ 7401-7671q (2002) and 40 CFR § 80.73 (2003))**。EPAは、極端な、または異常な環境(天変地異など)が不可避であると認められる場合には、精製業者、輸入業者またはブレンド業者(blender)が不適合なガソリンを流通することを一時的に許可することができる。EPAは、不適合ガソリンの流通要請を付与するかどうかの決定時に、燃料供給状況に関してDOEの助言を求めることができる。

27. **1978年公益事業規制政策法(Public Utilities Regulatory Policies Act of 1978, Pub. L. No. 95-617, 92 Stat. 3117 (1978))**(15 U.S.C., 16 U.S.C., 30 U.S.C., 42 U.S.C., 43 U.S.C. (2002)の様々なセクションに盛り込まれている)、および**1978年電力プラント/産業燃料利用法(Powerplant and Industrial Fuel Use Act of 1978, Pub. L. No. 95-620, 92 Stat.3289 (1978))**(修正の上42 U.S.C. §§ 8301-8484 (2002)に編纂)。大統領は、緊急事態の最中は、発電所または主要な燃料燃焼基地が天然ガスまたは石油を使用することを禁じる権限を有する。

28. 連邦動力法(**Federal Power Act**, 16 U.S.C. §§ 791a-828c, 824a(c) (2002), 10 CFR § 205.370 (2003))。エネルギー省長官は、緊急事態において、一時的な施設間の接続や電力の生産および配送を命じる権限を有する。

29. エネルギー組織法(**Department of Energy Organization Act**, Pub. L. No. 95-91, 91 Stat.567 (1977))(大部分は 42 U.S.C. §§ 7101-7385o (2002))に編纂)および連邦動力法(**Federal Power Act**, 16 U.S.C. §§ 791a-828c, 824a(c) (2002), 10 CFR § 205.370 (2003))。DOEは、米国における電力供給システムの緊急事態に関する最新の情報を獲得する権限を有する。

30. エネルギー組織法(**Department of Energy Organization Act**, Pub. L. No. 95-91, 91 Stat.567 (1977))(大部分は 42 U.S.C. §§ 7101-7385o (2002))に編纂)および連邦エネルギー管理法(**Federal Energy Administration Act of 1974**, 15 U.S.C. §§ 761-790h (2002))。DOEおよび全米州エネルギー担当官協会(NASEO: National Association of State Energy Officials)は、エネルギー市場の評価およびエネルギーの緊急事態対策の責任を担う州および連邦政府のコンタクト先リストをDOEが作成、維持および配布すること、および各州は、エネルギー供給の混乱が起こった場合には、エネルギー市場に関する時宜を得た評価をDOEおよびその他の州に提供することによって、かかる措置に参加することに合意している。

31. エネルギー政策および保存法(**Energy Policy and Conservation Act**, 42 U.S.C. §§ 6201-6422 (2002))、ただし1992年エネルギー政策法(**Energy Policy Act of 1992**, Pub. L. No. 102-486, 106 Stat. 2776 (1992))によって修正済み(合衆国法典の様々なセクションで修正および編纂)。大統領は、緊急事態においては、連邦政府の建物を閉めるか、エネルギーを保存することを命令することができる。

32. 危険有害物輸送法(**Transportation of Hazardous Material**, 49 U.S.C. §§ 5101-5127 (2002))は、商業目的の危険有害物の輸送における人命および財産に対する危険からの適切な防御を提供するため、運輸長官の規制および執行権限を改善する。

33. 1978年港湾・水路安全法(**Ports and Waterways Safety Act of 1978**, Pub. L. No. 95-474, 92 Stat. 1471 (1978))(Pub. L. No. 92-340 で修正され、33 U.S.C. §§ 1222-1232 and 46 U.S.C. §§ 214, 391a (2002))に編纂)。

国土安全保障長官は、港湾およびその他の可航水路用の船舶交通システムを設立し、(船舶の混雑により)危険と判断される場所における船舶交通を制御する権限を有する。そのような緊急事態の場合、DOEは米国沿岸警備隊に対して、必要なエネルギー供給の配送を迅速にするため、船舶移動の「優先順位」について助言を求められることがある。



34. エネルギー政策および保存法 (Energy Policy and Conservation Act, 42 U.S.C. §§ 6231-6247 (2002))。DOEは、戦略的石油備蓄 (SPR: Strategic Petroleum Reserve) を創り、維持する権限を有しており、大統領は同法に定義されている緊急事態の際には備蓄の取り崩しを命令する権限を有する。

35. エネルギー政策および保存法 (Energy Policy and Conservation Act, 42 U.S.C. §§ 6231-6247 (2002))。DOEは、北東部暖房用石油備蓄 (Northeast Home Heating Oil Reserve) を創り、維持する権限を有しており、大統領は同法に定義されている緊急事態の際には備蓄の取り崩しを命令する権限を有する。

36. 1978年天然ガス対策法 (Natural Gas Policy Act of 1978, 15 U.S.C. §§ 3301-3432 (2002))。DOEは、天然ガスの緊急事態の間は、州際パイプラインまたは州際パイプラインによって天然ガスの提供を受ける地方の販売業者に対し、優先順位の高い消費者のニーズに応えるために天然ガスを配分することを命令できる。

37. 1978年電力プラント/ 産業燃料利用法 (Powerplant and Industrial Fuel Use Act of 1978, 42 U.S.C. §§ 8301-8484 (2002))。大統領は、エネルギーの緊急事態が発生している間は、発電所または主要な燃料燃焼施設の使用のために、石炭を配分する(および石炭の輸送を義務付ける)権限を有する。

38. 1981年低所得家庭エネルギー支援法 (Low Income Home Energy Assistance Act of 1981, 42 U.S.C. §§ 8621-8629 (2002))。HHS (保健社会福祉省: Department of Health and Human Services) は、低所得家庭エネルギー支援プログラム (LIHEAP: Low Income Home Energy Assistance Program) に基づき、対象者のニーズを促す緊急事態の種類ごとの基準に応じて配分するための自由裁量の資金を有する。

DOEはかかる非常時の資金供給を行うため、HHSに対して燃料供給に関して助言できる。

39. 中小企業法 (Small Business Act, 15 U.S.C. §§ 631-651e (2002))。中小企業法の果たすべき役割は、中小事業の利益を援助し、相談に乗り、支援し守ることによって、また家族や事業を大災害、緊急事態、大惨事から回復する手助けをすることによって国家経済を維持・強化することである。

40. 移民緊急事態ファンド (IEF: Immigration Emergency Fund) は、移民および国籍法のセクション 404(b)(1) によって創設された。IEFは、INS (米国移民帰化局: Immigration and Naturalization Service) の執行活動を増加させ、大統領による移民緊急事態に対応するため、国土安全保障長官の要請により支援を提供する州および地方政府に払い戻すために使用される。

41. **2002年動物保健保護法 (Animal Health Protection Act of 2002, 7 U.S.C. 8310)**は、すべての動物の検疫および関連法令を統合し、ひとつの柔軟な法令の枠組みを確立したものである。本法により動植物検査局/獣医サービス (APHIS Veterinary Services) は、米国の動物の健康を外国のペストまたは疾病から守るために素早く断固として行動することができる。

42. **28 CFR § 0.85 (連邦規則集第28編0.85)**は、FBIに対し、その本来の管轄であるすべての犯罪捜査を行うと共に、米国の法的管轄権の内部においてテロ活動またはテロ活動の準備に関わる捜査の主な責任をもつ代理者として指名する。これは、必要に応じて秘密情報および犯罪情報の収集、調整、分析、管理および伝達を含む。

## B. 大統領命令

1. **大統領命令第12148号 (大統領命令13286号での修正を含む) (Executive Order 12148, 44 Fed. Reg. 43239 (1979), as amended by Exec. Order 13286, 68 Fed. Reg. 10619 (2003))**は、連邦災害救助、緊急援助および緊急準備の調整のための主管機関としてDHSを指名する。

同命令はまた、スタッフオード法に基づき、大災害または非常事態の宣言を除き、大統領の救済および支援任務を国土安全保障長官に委任する。

2. **大統領命令第12656 (Executive Order 12148, 53 Fed. Reg. 47491 (1988)) 「緊急準備責任体制の構築」 (大統領命令13286で修正) (Assignment of Emergency Preparedness Responsibilities, as amended by Exec. Order 13286, 68 Fed. Reg. 10619 (2003))**は、国家安全保障緊急準備のため、各連邦行政機関に対し主責任および補助責任を課す。同修正は、連邦政府のすべての省庁および行政機関が有するプログラムおよび計画を調整する主管行政機関としてDHSを指名する。

3. **大統領命令第13354号 (Executive Order 13354, 69 Fed. Reg. 53589 (2004)) 「国家テロ対策センター (National Counterterrorism Center)」**は、省庁間でのテロ情報の交換を促進する方針を策定し、国家テロ対策センターを、テロリズムおよびテロ対策に関して米国から発せられるすべての秘密情報を分析、統合するための米国政府内における主管連邦政府機構として機能させる。

4. **大統領命令第13356号 (Executive Order 13356, 69 Fed. Reg. 53599 (2004)) 「米国人を防御するためのテロ情報共有体制の強化」 (Strengthening the Sharing of Terrorism Information to Protect Americans)**は、CIA長官に対し、司法長官および他の情報担当部長と協議の上、情報コミュニティ (Intelligence Community: 情報を担当する複数の行政機関) 内の行政機関が、1) 情報コミュニティ内の他の行政機関、2) 対テロ機能を有する他の行政機関、3) 国土安全保障省を通じて、または同省との調整を通じた、州および地方政府の適切な行政機関、とのテロ情報の共有化を可能とさせる共通スタンダードを策定することを義務付けている。

5. 大統領命令第12580号(Executive Order 12580, 52 Fed. Reg. 2923 (1987))「スーパーファンド実行」(様々な大統領命令で修正)(Superfund Implementation, as amended by numerous Executive orders)は、CERCLA(包括的環境対処補償責任法: Comprehensive Environmental Response, Compensation, and Liability Act)の一定の条項を実行する権限および責任を数多くの連邦政府の省庁および行政機関に委任する。こうした条項を実行する方針および手続きは、NCP(国家石油・有害性物質緊急計画: National Oil and Hazardous Substances Pollution Contingency Plan)の中に記載され、NRT(国家対応チーム: National Response Team)によって監視される。

6. 大統領命令第12382号(様々な大統領命令での修正を含む)(Executive Order 12148, 47 Fed. Reg. 40531 (1982), as amended by numerous Executive orders)「大統領の国家安全保障通信諮問委員会」(NSTAC: National Security Telecommunications Advisory Committee)本命令は、技術的な情報および国家安全保障通信政策に関する助言を大統領に提供する。通信および情報技術産業から30名までの委員がNSTACのメンバーとなることができる。

7. 大統領命令第12472号(Executive Order 12472, 49 Fed. Reg. 13471 (1984))「国家安全保障および緊急準備通信機能」(大統領命令13286号で修正)(Assignment of National Security and Emergency Preparedness Telecommunications Functions, as amended by Exec. Order 13286, 68 Fed. Reg. 10619 (2003))。本命令は、NS/EP電気通信をカバーする複数の大統領命令を、包括的な文書に統合し、連邦行政機関にNE/SP電気通信の計画および提供を調整する責任を負わせることを説明したものである。基本的なNS/EPの目的は、緊急事態を含むすべての状況において機能する電気通信サービスを、連邦政府が確実に確保することである。

8. 大統領命令第12742号(Executive Order 12742, 56 Fed. Reg. 1079 (1991))「国家安全保障産業対応」(大統領命令13286で修正)(National Security Industrial Responsiveness, as amended by Exec. Order 13286, 68 Fed. Reg. 10619 (2003))。本命令は、国家安全保障の利益のために、米国は資源を迅速に配備する能力がなければならないと述べている。したがって、国家安全保障の必要性に合った物品、製品および物資の迅速な送達を成し遂げるため、政府は命令を発し、こうした命令の履行を優先させるよう義務付けることができる。

9. 大統領命令第13284号(Executive Order 12148, 68 Fed. Reg. 4075 (2003))「国土安全保障省の設立に関連した、大統領命令およびその他の措置の修正」(Amendment of Executive Orders, and Other Actions, in Connection With the Establishment of the Department of Homeland Security)。本命令は、DHS設立のための条項を作るため、従前の大統領命令を修正したものである。

10. 大統領命令第13286号(Executive Order 12148, 68 Fed. Reg. 10619 (2003))「国土安全保障

長官に対する一定機能の移転に関連した、大統領命令およびその他の措置の修正」(Amendment of Executive Orders, and Other Actions, in Connection With the Transfer of Certain Functions to the Secretary of Homeland Security)。

本命令は、国土安全保障長官に対して一定機能に移転し、その他の責任を付与すると同時に、一定の行政機関および行政機関の下部組織をDHSに移転し、適切な責任の代理権限を国土安全保障長官に移転することを命じたものである。

11. 大統領命令第12333号(Executive Order 12148, 46 Fed. Reg. 59941 (1981))「米国諜報活動」(United States Intelligence Activities)は、DOEを情報コミュニティの一員として指名する。同命令はさらに、外国政府、組織、人または国際テロリスト活動のために行われるスパイ、破壊行為、暗殺を防ぐために行う情報収集と活動をスパイ防止活動と定義している。本命令は人、物理的な文書、または通信セキュリティプログラムをスパイ活動の定義から特定して除外している。

12. 大統領命令第12919号(Executive Order 12148, 59 Fed. Reg. 29625 (1994))「国家防衛産業資源準備」(大統領命令13286号で修正)(National Defense Industrial Resources Preparedness, as amended by Exec. Order 13286, 68 Fed. Reg. 10619 (2003))。本命令は、1950年軍需生産法(The Defense Production Act of 1950)(1980年エネルギー安定確保法でなされた同法の表題III(Title III of the act in the Energy Security Act of 1980)への修正を除くその後の修正を含む)に基づく権限を委譲し、国家防衛産業資源に関する方針およびプログラム、ならびに大統領命令第12472号(Exec. Order 12472, 49 Fed. Reg. 13471 (1984))に基づく電気通信に関する権限を扱う。

13. 大統領命令第12777号(Executive Order 12777, 56 Fed. Reg. 54757 (1991))「1972年10月18日連邦水質汚染防止法(FWPCA)のセクション311の実行」(その後の修正も含む)(Implementation of Section 311 of the Federal Water Pollution Control Act of October 18, 1972, as amended)および1990年油濁法(大統領命令13286号による修正を含む)(OPA 90 : Oil Pollution Act of 1990, as amended by Exec. Order 13286, 68 Fed. Reg. 10619 (2003))「FWPCAの実行されたセクション311」(その後のOPS90での修正を含む)(Implemented section 311 of the FWPCA as amended by OPA 90)。

14. 大統領命令第13295(Executive Order 13295, 68 Fed. Reg. 17255 (2003))「検疫伝染病の改訂リスト」(Revised List of Quarantinable Communicable Diseases)。本リストは、伝染病の疑いのある疾病の侵入、伝染または伝播を阻止するために個人を逮捕、隔離または条件付解放を許可する規制対象となる伝染病を特定する。

15. 大統領命令第12196(Executive Order 13295, 45 Fed. Reg. 12769 (1980))「連邦職員のため

の職場の安全衛生」(Occupational Safety and Health Programs for Federal Employees)。本命令では、軍人および軍部特有の設備、システムおよびオペレーションを除く行政府におけるすべての行政機関向けのOSHA(労働安全衛生局:Occupational Safety and Health Administration)プログラムガイドラインを定めている。

## C. 大統領指令

1. 大統領決定指令39(Presidential Decision Directive 39):「テロ対策に関する米国の方針(1995年6月21日)」は、テロリズムに対する国家の脆弱性を低下させ、テロリズムを阻止およびそれに対応し、テロリストによるWMDの使用の被害を察知し、阻止し、完全に抑え、管理するための能力を強化する政策を確立している。

2. 大統領決定指令62(Presidential Decision Directive 62):「テロリズムの撲滅(1998年5月22日)」(Combating Terrorism, May 22, 1998)は、テロを壊滅するにあたっての役割を担う連邦政府の省庁および行政機関の果たすべき役割を強化している。

3. 国土安全保障に関する大統領指令1(Homeland Security Presidential Directive-1):国土安全保障委員会(HSC:Homeland Security Council)(2001年10月29日)。本指令では、HSCの創設のための方針を定めている。この方針は、すべての国土安全保障に関わる行政府の省庁および行政機構の活動の調整を確保し、すべての国土安全政策の効果的な策定および実行を推進する。

4. 国土安全保障に関する大統領指令2(Homeland Security Presidential Directive-2):「移民政策を通じたテロリズムの撲滅(2001年10月29日)」(Combating Terrorism Through Immigration Policies, Oct. 29, 2001)。本指令は、司法長官が國務長官、CIA長官、および必要に応じてその他の政府担当官の支援を得て、2001年11月1日までに「外国人テロリスト追跡タスクフォース(Foreign Terrorist Tracking Task Force)」を創設しなければならないと命じている。このタスクフォースは、法令の許す最大の範囲で、連邦行政機関が下記を成し遂げるためのプログラムを調整することを確保する。  
1) テロ活動と関係があり、それに関与しているとの疑いがあり、それを支援している外国人の入国を拒絶する、2) 既に米国内に入国済みの外国人の場所を特定し、それを監禁、拘留、基礎、抑留する。

5. 国土安全保障に関する大統領指令3(Homeland Security Presidential Directive-3):国土安全保障勧告システム(2002年3月11日)(Homeland Security Advisory System, Mar.11, 2002)。  
本指令は、国土安全保障勧告システムを創設するための方針を確立したものである。これは連邦、州および地方政府ならびに米国人に対するテロ攻撃のリスクに関する情報を広めるための包括的かつ効果的な手段を提供する。かかるシステムは、脅威のリスクが高まるにつれ、一連の「脅威レベル」も累進的に上昇するという形態の警告を提供するシステムである。それぞれの脅威レベルでは、連邦の

省庁および行政機関は、それに対応した「防衛手段」を実行して脆弱性を低下させるか警告レベルが高まる期間中の対応能力を上げる。

6. 国土安全保障に関する大統領指令4 (Homeland Security Presidential Directive-4):「大量破壊兵器に対する国家戦略」(2002年12月)(National Strategy to Combat Weapons of Mass Destruction, Dec. 2002)は、3つの主要な柱に基づいて大量破壊兵器と闘うための国家戦略を定めている。(1) WMDの利用と戦う反拡散政策、(2) WMDの拡散を防ぐための不拡散戦略の強化、(3) WMD使用に対応する結果管理、である。WMDと闘うための米国の国家戦略を支える3つの柱は、継ぎ目のない要素による包括的なアプローチとなっている。3つの柱を統合するのに重要な役割を果たしているのが、4つの分野横断的な権限付与機能で、これらは優先順位をつけて用いられる必要がある。①WMDに対する情報収集および分析、送達システム、および関連技術、②進化する脅威への対処能力を向上させるための研究開発、③相互的および多角的協力、④敵性国家およびテロリストに対する重点戦略。

7. 国土安全保障に関する大統領指令5 (Homeland Security Presidential Directive-5):「国内インシデントの管理(2003年2月28日)」(Management of Domestic Incidents, February 28, 2003)は、単一の包括的な国家インシデント管理システムを設立することによって、国内インシデントを管理する米国の能力を向上させることを意図している。HSPD-5では、大統領は国土安全保障長官を、国内インシデント管理向けのPFO(主要連邦担当官:Principal Federal Official)として指名し、同長官がテロ攻撃、大災害またはその他特定地域の緊急事態への対応・復旧用に使われる連邦資源を調整できる権限を与える。同指令は、司法長官、国防長官、國務長官、ならびに国土安全保障および国家安全担当補佐官に対し特定の責任を課し、連邦政府の省庁および行政機関の長に対し、必要に応じ、かつそれぞれの部門の国家安全保障を守る責任に矛盾しない範囲で「完全かつ迅速な協力、資源および支援」をHSPD-5で課された指導的責任と果たすべき役割を実践している国土安全保障長官、司法長官、国防長官および國務長官に対して提供するよう指示する。本指令はまた、本指令が連邦政府の省庁および行政機関が法令に基づく自らの責任を履行する権限を変更し、阻害するものではないことを明記する。

8. 国土安全保障に関する大統領指令6(Homeland Security Presidential Directive-6):「情報スクリーニングの統合と利用(2003年9月16日)」(Integration and Use of Screening Information, Sept. 16, 2003)。テロリズムから防御するために、この指令は国家政策立案の目的を下記に置いている。(1) テロリズムに関与し、それを準備し、支援または関連しているとして知られ、またはほぼその疑いが正しいと思われる個人についての徹底的で、正確で、最新の情報(テロリスト情報)を開発し、統合し、維持すること、(2) 当該情報を法令で許される適切かつ最大の範囲で、下記を支援するために利用すること、(a)連邦、州、地方、地域、部族および外国の政府、ならびに民間セクターのスクリーニングプロセス、(b) 外交、軍事、諜報、警察、移民、ビザおよび防衛上のプロセス。

9. 国土安全保障に関する大統領指令7(Homeland Security Presidential Directive-7):「重要インフラの特定、優先順位付けおよび防御(2003年12月17日)」(Critical Infrastructure Identification, Prioritization, and Protection, Dec. 17, 2003)。この指令は連邦政府の省庁および行政機関が米国の重要インフラおよび主要資源を識別の上優先順位をつけ、かつそれらをテロ攻撃から守るための国家方針を策定している。

10. 国土安全保障に関する大統領指令8(Homeland Security Presidential Directive-8):「国家準備(2003年12月17日)」(National Preparedness, Dec. 17, 2003)。本指令は、国内のあらゆる被害に対する準備目標を義務付け、州および地方政府に対する連邦政府の準備支援の提供方法を改善するメカニズムを確立し、連邦、州および地方政府の準備能力を強化するための行動の概略をまとめることによって、米国が潜在的な、または実際の国内テロ攻撃、大災害およびその他の非常事態を阻止し、対応するための準備態勢を強化するための方針を策定する。

11. 国土安全保障に関する大統領指令9(Homeland Security Presidential Directive-9):「米国の農業および食糧防衛(2004年1月30日)」(Defense of United States Agriculture and Food, Jan. 30, 2004)。本指令はテロ攻撃、大災害およびその他の緊急事態に対する農業および食糧システムの国家防衛方針を策定したものである。

12. 国土安全保障に関する大統領指令10(Homeland Security Presidential Directive-10):「21世紀に向けた対バイオ防衛(2004年4月23日)」(Biodefense for the 21st Century, April 28, 2004)。本指令は、国家の対バイオ防衛の包括的枠組みを提供する。とりわけこの分野で重要な業務を継続するに当たっての連邦政府機関および省庁の役割および責任を述べる。

13. 国家安全保障令42(National Security Directive 42):「国家安全保障通信情報システムの安全保障に関する国家方針(1990年7月5日)」(National Policy for the Security of National Security Telecommunications and Information Systems, July 5, 1990)。本指令は、国家安全保障システムに対する開発段階からの安全確保を図る活動を導くことを目的とした諸政策の当初目的と組織構造を確立し、政策の策定および普及のためのメカニズムを確立し、政策実行のための責任を課す。

## 付録 4

---

### 国家/国際省庁間の共同計画大要

#### 計画

カナダ-米国共同内陸部汚染非常事態計画(Canada-United States Joint Inland Pollution

## Contingency Plan)

### 内容

カナダ-米国共同内陸部汚染非常事態計画は、EPAおよびカナダ政府によって維持され、両国が共有する内陸部の国境に沿った有害性物質の偶然かつ不当な流失に備え、対応するための協力的な戦略を策定している。同計画は、流出が国境沿いの環境への損害を引き起こすか引き起こす可能性があり、公衆衛生、財産または快適な生活への脅威となるような状況に適用される。本計画はまた、1か国だけがインシデントの被害を受けたときに移動することがあるが、その場合も両国からの支援を必要とする。本計画は、5つの地域的な付属資料によって補完される。

### カナダ-米国共同海洋非常事態計画(Canada-United States Joint Marine Contingency Plan)

カナダ-米国共同海洋非常事態計画(JCP)は、DHS/USCGおよびカナダ政府によって維持され、カナダおよび米国間の隣接水域に出現する有害性物質インシデントに対する計画、準備および対応のための調整されたシステムを提供する。本計画は、5つの地理的な付属資料によって補佐される。これらの付属資料は、JCPを補完するとともに、隣接水域における効率的および効果的対応を実施するために必要な基本情報を提供する。

### 国防省:対騒乱計画(Department of Defense Civil Disturbance Plan)

本計画は、DODに維持されており、国内の騒乱に対抗するため連邦、州、地方政府(米国領土内の政府を含む)に対してDODの下部組織が行う計画および対応策を統制する政策および責任体制を提供する。

### 航空災害家族支援計画(Federal Family Assistance Plan for Aviation Disasters)

本計画は、国家運輸安全委員会(National Transportation Safety Board)に維持されており、その目的は航空災害の犠牲者およびその家族に対する連邦政府による支援を調整する。本計画は、米国または米国の領土、所有地および領海内で発生した国内または外国航空機の航空災害に対応している。

### 化学物質/バイオによるテロ行為への連邦政府の対応のための公衆衛生および医療サービス支援計画(Health and Medical Services Support Plan for the Federal Response to Acts of C/B Terrorism)

本計画は、HHS(保健社会福祉省:Department of Health and Human Services)によって維持され、米国における化学物質またはバイオによるテロリストの脅威または行為の結果、緊急に必要となる公衆衛生および医療サービスのための、調整された連邦政府の対応策を提供したものである。本計画は、「ESF #8 – 公衆衛生および医療サービス」への補助的文書として機能する。

メキシコ合衆国およびアメリカ合衆国間の、炭化水素その他の有害性物質の放出に伴う海洋環境の



**汚染に関する共同非常事態計画 (Joint Contingency Plan Between the United Mexican States and the United States of America Regarding Pollution of the Marine Environment by Discharges of Hydrocarbons or Other Hazardous Substances)**

DHS/USCGおよびメキシコ政府によって維持されている、本MEXUS(メキシコ米国間)計画は、メキシコ米国間の国境水域または地域で発生するか、そこに脅威を与え、両国の海洋環境に影響または脅威を与え得る汚染インシデントに対し、相互の対応策を調整するためのガイドラインを確立している。本MEXUS計画は、共同の対応システムの概略を示すとともに、汚染インシデントの最中に様々なレベルの支援を提供してくれるメキシコおよび米国の政府機構を指定する。

**アメリカ合衆国およびロシア連邦との間の、ベーリング海およびチュクチ海の汚染を撲滅するための共同非常事態計画 (Joint Contingency Plan of the United States of America and the Russian Federation on Combating Pollution in the Bering and Chukchi Seas)**

本計画およびその運用アペンディックスは、DHS/USCGおよびロシア連邦によって維持され、ベーリング海およびチュクチ海での汚染インシデントに対する調整された共同対応を提供し、両国の州、共和国、地域、および地方の計画を補強する。本計画は更新の上2001年3月に署名された。

計画  
内容

**伝染性の高い動物の疾病に対する国家緊急時対応 (National Emergency Response to a Highly Contagious Animal Disease)**

本計画は、USDA/APHIS(農務省 動植物衛生検査部)によって維持され、伝染性の高い疾病を検知、制御および撲滅し、米国を汚染のない状態にできる限り速く復帰させるための手続きおよび体制を提供する。本計画は、外国の動物の疾病/新興の疾病インシデントの疑いまたは可能性に対応する連邦、州、および地方担当官の活動を調整する。

「感染性の高い疾病」とは、動物から動物へ、また群れから群れへと急速に広がる疾病のことである。感染は直接および間接の形態いずれでも起こり、単位時間あたりの通常の罹患率/死亡率を上回る。さらに、種または繁殖に準じて起こり得る。

**国家レベルの石油および有害性物質による汚染に対する非常事態計画 (National Oil and Hazardous Substances Pollution Contingency Plan)**

NCPは、NRT(国家対応チーム: National Response Team)との調整を通じてEPAによって維持され、石油の流出および有害性物質および各種汚染物質 (pollutants and contaminants) の排出に対する準備のための組織構造および手続きを提供する。この目的を達成するため、NCPはNRT、RRT(地域応急対応チーム: Regional Response Team)および地方の地域コミッティを設立して計画および準備措置を調整する。連邦OSC(現場調整官: On-Scene Coordinator)は、インシデントの現場における対

応活動を調整する。NCPは、米国の内水路(隣接する海岸線および経済専管水域を含む)への石油流出、および公衆安全衛生に対して緊急かつ莫大な危険を及ぼす可能性がある有害製物質および各種汚染物質の環境への排出に適用される。

#### **非戦争時の非常事態における通信支援のための国家計画(National Plan for Telecommunications Support in Non-Wartime Emergencies)**

非戦争時の非常事態における通信支援のための国家計画は、科学技術政策室(Office of Science and Technology Policy)に維持されており、非戦争時の非常事態を支える国家通信資産および資源に対する計画立案および利用の手続きを提供する。なお、かかる非常事態には、1974年災害救助法の適用対象となる非常事態、大統領の宣言による非常事態、大災害、異常な状況、およびその他の緊急事態等を含むこととする。

#### **国家検索救助計画(National Search and Rescue Plan)**

国家検索救助計画(NSP)は、国家検索救助委員会によって維持される。NSPは、市民検索救助(SAR: civil search and rescue)オペレーションの省庁間調整に向けた全体計画を提供し、米国がその人道的な、国家および国際的なSAE関連の義務を果たせるための手助けをする。同計画は、米国が主要な責任を担う大洋のSAR地域内で、航空および海洋SARを行うDHS/USCGIに対する調整および対応を義務付ける。同計画は、海洋、航空および地上の市民SARオペレーションをカバーする。すなわち、生存者を安全な場所まで運び、また可能な倍には人命救助と連動して、できる限りの資産を救助する。NSPは、これに署名したすべての連邦行政機関全体に対する内部指針を提供することを意図している。本計画は、米国が当事国となるような国際機関の中で、SARの責任範囲と矛盾することを意図していない。

#### **米国保健社会福祉省: 公衆衛生および医療緊急事態のためのオペレーション計画のコンセプト(CONOPS: Concept of Operations Plan (CONOPS) for Public Health and Medical Emergencies)**

本計画は、HHSによって維持され、HHSからの支援を必要とする公衆衛生、医療緊急事態およびその他のイベントの管理のための枠組みを策定する。本計画は、保健福祉省長官またはその指名者によって、省部門での調整が必要であるとみなされたあらゆるイベントおよび活動(準備、対応、復旧活動など)を適用範囲とする。HHSは、下記のいずれかがあてはまる公衆衛生および医療緊急計画立案、準備、対応、および復旧に関する主要な責任を有する。地方、州、または部族の資源が公衆衛生のニーズのすべてに対処するには不十分である場合、州、地方または部族の公衆衛生または医療担当機関が機能不全に陥り、HHSの支援が適切な保険担当当局から要請された場合、または自らの権限で活動している連邦政府がHHSの支援を要請してきた場合。本契約によって対処される公衆衛生および医療緊急事態には、自然災害および人的災害、テロの脅威、伝染病の勃発および流行、ならびに、

連邦政府による支援が必要となるような公衆衛生または現実もしくは潜在的な医療緊急事態を作り出すその他の環境が含まれる。

## 付録 5

### スタッフオード法に基づく初期段階の連邦関与の概要

本概要は、連邦行政機関が、大災害または非常事態によって機能不全となった州および地方政府を支える可能性の高い行動について述べるものである。稼動可能な主要なオペレーション上の下部組織には、省庁間インシデント管理グループ(IIMG: Inter-agency Incident Management Group)、国家応急調整センター(NRCC)、地域応急調整センター(RRCC: Regional Response Coordination Center)、緊急対応チームの先遣隊(ERT-A: Emergency Response Team–Advance Element)、国家緊急時対応チーム(National Emergency Response Team)、統合現地事務所(JFO: Joint Field Office)、および災害復旧センター(Disaster Recovery Center)が含まれる。

1. 国土安全保障省: 国土安全保障オペレーションセンター(DHS HSOC)は、継続的に潜在的な大災害および非常事態を監視している。事前の警告が可能な場合には、DHSが展開し、他の連邦行政機関に要請して連絡担当官および人員を州の緊急オペレーションセンター(EOC)に展開させることができる。RRCCは、全面的または部分的を問わず始動させることができる。配備センターなどの施設が、担当者、設備および供給物を管理するために設立されることもある。

2. インシデントの直後に、地方の管轄区域が利用可能な資源を用いて対応し、州の対応担当部署に通知する。情報が明らかになるに従い、管轄区域は状況と州の支援の必要性の評価も行う。当該州は状況を検討し、州の資源を配備し、DHS/EPR/FEMAの地域事務所を取るべき行動を通知する。州知事は、州の緊急対応計画を実施し、非常事態の公表または宣言を行い、大統領による大災害または非常事態宣言を要請するに足る十分な被害が起こったかどうかを決めるため、州/DHS共同の被害予備評価(PDA: Preliminary Damage Assessment)を要請する。PDAの結果いかんによっては、知事は大統領の宣言を要請することができ、その上で必要な連邦政府による支援の種類を特定する。この段階で、以前の被害緩和努力で回避された損害に関する最初の評価も行われる。

3. 大災害または非常事態宣言の後、地域担当者によって構成されたRRCCは、ERT-A(緊急対応チームの先遣隊: Emergency Response Team–Advance Element)の展開などの、当初の地域・現場活動を調整する。ERT-Aはイベントの被害を評価し、直ちに必要な州のニーズの程度を把握し、オペレーション用の現場施設を設立する準備を行う(地域の資源が機能不全となった場合、またはイベントが重大な被害を及ぼす可能性がある場合、DHSは ERT-Nを展開できる)。

4. イベントの範囲および被害に応じ、緊急事態支援機能 (ESF: Emergency Support Function) の代表者およびDHS/EPR/FEMAの支援スタッフで構成されているNRCCは、当初の活動および与えられた役割のオペレーションを実行し、DHS/EPR/FEMAのRRCCを支援する。
5. 連邦調整官 (FCO: Federal Coordinating Officer) は、大統領の代理である国土安全保障省によって任命され、連邦支援活動を調整する。FCOは、州調整官 (State Coordinating Officer) と協力して必要要件を明確化する。また、連邦省庁間インシデント管理の全体を調整する同省長官の代理として、主要連邦担当官 (PFO: Principal Federal Official) が指名される場合もある。
6. ERTは、被害を受けた州と協力してJFOからの連邦支援を調整する。ESFの主管機関は、状況を評価して必要要件を確定し、州が効果的に対応できるよう支援する。  
連邦行政機関は、DHS/EPR/FEMAに基づく役割または自らの権限の範囲内で資源を供給する。
7. IIMG (省庁間インシデント管理グループ: Interagency Incident Management Group) は、様々なオペレーション上および政策課題に関する戦略レベルでの調整と行動方針の枠組みを提供する必要性が生じた時に召集される。HSOC (国土安全保障司令センター: Homeland Security Operations Center) はIIMGを支援し、JFOと調整する。
8. 電話登録 (Teleregistration) システムは、個人が災害支援を申し込むためにかける無料電話番号を稼働させる。無料災害電話相談が、共通の質問に答えるために設立される。個人が災害支援、助言および相談に関する情報を得る場所としてひとつ以上のDRC (災害復旧センター: Disaster Recovery Center) を開くことができる。個人の申込者は、DHS/EPR/FEMA国家処理センターで手続きを行う。調査官が損害を確認し、個人および家族に付与される災害支援の種類を決定するための文書を提供する。
9. 優先度の高い迅速な対応が完了次第、復旧活動が開始される。復旧および被害緩和活動に携わる連邦および州の行政機関は、州のニーズを議論するために会合する。
10. 公的支援の申込者に対する説明会は、地方政府の担当官および一定の民間非営利組織に対して行われ、入手可能な支援および申し込みの仕方が伝えられる。申込書はまず、公的支援の要望書 (Request for Public Assistance) を提出しなければならない。支援の適格者とみなされた申込者は、その旨を通知され、損害の範囲と、被害前の状態に戻すための経費見積もりを詳述したプロジェクトワークシート上で各プロジェクトを確定する。当該プロジェクトワークシートは、有資格となったプロジェクトに対して資金を割り当てるための基礎として使用される。